

令和6年11月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和6年11月18日 開会

令和6年11月18日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○会議録〔11月18日（月）〕

出席議員の番号氏名……………	1
欠席議員の番号氏名……………	1
欠員の番号……………	1
会議に出席した者の職氏名……………	1
議事日程……………	2
追加議事日程……………	2
会議に付した事件……………	2
開会……………	4
諸般の報告……………	4
日程第1 仮議席の指定……………	4
日程第2 議長選挙……………	5
追加日程第1 議席の指定……………	6
追加日程第2 会議録署名議員の指名……………	7
追加日程第3 会期の決定……………	7
追加日程第4 副議長選挙……………	7
追加日程第5 報告第1号（債権の放棄について）……………	8
報告第2号	
（地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の報告について）…	8
追加日程第6 議案第9号から議案第15号	
（専決処分につき承認を求めることについて（令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））他6件）……	8
閉会……………	17

令和6年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年11月18日

開会 午後2時45分

閉会 午後3時21分

令和6年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 令和6年11月18日（月曜日）

招 集 場 所 広域連合議会議場（コラボしが21 3階 大会議室）

会議に出席した議員（14名）

2番	和田裕行	3番	浅見宣義
4番	小西理	5番	橋川渉
6番	森中高史	7番	竹村健
8番	岩永裕貴	9番	櫻本直樹
11番	中川義人	12番	小椋正清
14番	堀江和博	15番	西田秀治
16番	有村国知	17番	中島政幸

会議に欠席した議員（4名）

1番	佐藤健司	13番	角田航也
18番	寺本純二	19番	久保久良

欠員（1名）

10番

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	福井正明	副広域連合長	伊藤定勉
副広域連合長	吉田和司	代表監査委員	若林忠彦
事務局次長	古川智一	総務企画課長	奥野貫
(兼会計管理者)		(兼会計課長)	
業務課長	田辺公宏	業務課副参事	池田奈美

職務のため出席した者の職氏名

書	記	二村めぐみ	書	記	日江井達郎
---	---	-------	---	---	-------

議事日程

第 1 仮議席の指定

第 2 議長選挙

追加議事日程

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 報告第 1 号（債権の放棄について）

報告第 2 号

（地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の報告について）

第 6 議案第 9 号から議案第 15 号

（専決処分につき承認を求めることについて（令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））他 6 件）

会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 報告第 1 号（債権の放棄について）

報告第 2 号

（地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の報告について）

追加日程第 6 議案第 9 号から議案第 15 号

(専決処分につき承認を求めることについて(令和 6 年度滋賀県
後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第
1 号)) 他 6 件)

議事の経過

開会 午後 2 時 4 5 分

(開会 開議)

○書記長（古川智一君） 失礼いたします。滋賀県後期高齢者医療広域連合事務局次長の古川でございます。兼ねて広域連合議会で書記長を務めております。

当広域連合議会におきましては、現在、議長及び副議長がともに欠員となっております。つきましては、地方自治法第 107 条の規定において、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますことから、本日の出席議員中、年長の議員でいらっしゃいます、橋川渉議員に議長をお願いいたします。

橋川議員、議長席へご着席ください。

○臨時議長（橋川渉君） 橋川でございます。本日、招集されました令和 6 年 11 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、私が臨時の議長の職務を行うこととなりました。

議長選出までの時間ではありますが、議員各位のご協力、何卒よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和 6 年 11 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は、14 名、欠席議員は 4 名、欠席議員は、佐藤議員、角田議員、寺本議員、久保議員であります。また、湖南市選出の広域議員が欠員となっておりますので、ご報告をさせていただきます。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○臨時議長（橋川渉君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

(日程第 2)

○臨時議長（橋川渉君） 日程第２、これより議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により「指名推選」の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（橋川渉君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、「指名推選」とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（橋川渉君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名をいたします。議長に、岩永裕貴議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました、岩永裕貴議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（橋川渉君） ご異議なしと認めます。

よって、岩永裕貴議員が、議長に当選されました。

岩永裕貴議員が議場におられますので、本席から会議規則第３３条第２項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、岩永議員、登壇して、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（岩永裕貴君） 議長。

○臨時議長（橋川渉君） はい、どうぞ。

○議長（岩永裕貴君） ただいま、議員各位のご推挙をいただき、議長に選任をいただきました岩永でございます。

議長就任に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、制度開始から１６年が早経過をいたしております。高齢者を支える制度として定着しておりますが、一方で昨今は、団塊の世代の方々の加入、また、高度医療の普及などにより、医療費も増加傾向にあります。

被保険者のみなさまが、今後とも住み慣れた地域で、安全・安心な医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度の安定運営が求められている中で、議長という重責をお預かりする立場の重さを痛感しております。

引き続き、円滑な議会運営に努めてまいり所存でございますので、皆様方の御協力を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（橋川渉君）　ありがとうございました。

それでは、暫時休憩をいたします。自席でそのままお待ちをお願いいたします。

（議長　交代）

（午後２時４９分　休憩）

（午後２時５０分　再開）

○議長（岩永裕貴君）　それでは、再開いたします。

ただいまから、議長としての議会運営を努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております追加議事日程に基づき、進めることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩永裕貴君）　ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加することを決定いたしました。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでございますので、ご了承をお願いいたします。

（追加日程第１）

○議長（岩永裕貴君）　追加日程第１、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規

則第5条第2項の規定により、本職において指定いたします。

橋川議員は第5番に、櫻本議員は第9番に、中川議員は第11番に、角田議員は第13番に、堀江議員は第14番に、西田議員は第15番に、久保議員は第19番に、そして私、岩永は第8番に指定をいたします。

(追加日程第2)

○議長（岩永裕貴君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、9番櫻本直樹議員、11番中川義人議員を指名いたします。

(追加日程第3)

○議長（岩永裕貴君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩永裕貴君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(追加日程第4)

○議長（岩永裕貴君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩永裕貴君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩永裕貴君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副議長に、西田秀治議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました、西田秀治議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩永裕貴君） ご異議なしと認めます。

よって、西田秀治議員が、副議長に当選をされました。

西田秀治議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

西田秀治議員、登壇して、ご挨拶をお願い申し上げます。

○副議長（西田秀治君） はい、議長。

○議長（岩永裕貴君） はい、西田議員。

○副議長（西田秀治君） ただ今、議長からご指名を受け、皆様のご賛同を頂きまして、副議長に就任させていただきます西田でございます。

微力ではございますが、議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営が図られますよう、その責務を全うしてまいります。

今後とも、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（追加日程第5）

○議長（岩永裕貴君） 追加日程第5、広域連合長から報告第1号「債権の放棄について」及び報告第2号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分について」が議会に提出されました。報告書については、議席に配付いたしておりますとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

（追加日程第6）

○議長（岩永裕貴君） 追加日程第6、議案第9号から議案第15号までを一括議題

といたします。広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（福井正明君） はい、議長。

○議長（岩永裕貴君） はい、広域連合長。

○広域連合長（福井正明君） 本日は、議員の皆様方のご参集のもと、令和6年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開催し、諸案件の審議をお願いすることに際しまして、この機会にその概要をご説明申し上げますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

それでは、まず、当広域連合の「医療費の動向」について申し上げます。

令和4年以降、いわゆる団塊の世代の方々が順次、75歳に年齢到達されていることから、直近の被保険者の伸びは、対前年度比4.68%と一昨年より4%台を推移しており、令和5年度の医療給付費が約1,756億9千万円と、対前年度比で6.74%増の大きな要因となっていると考えております。

一方、被保険者一人当たりの医療給付費は、対前年度比で1.79%の伸びとなっておりまして、新型コロナウイルス感染症の蔓延前の令和元年度の約8万5千円よりも増加し、約8万7千円とコロナ前の水準以上となっております。

当広域連合といたしましては、「ポストコロナ時代」における新しい段階での医療費の動向に細心の注意を払いながら、引き続き、被保険者の皆様の安全で安心な暮らしの実現に向けまして、適切な医療の提供に取り組んでいく所存であります。

次に、本年12月2日から始まりますマイナンバーカードを使った「マイナ保険証」への移行についてであります。本年8月時点での滋賀県の後期高齢者のマイナンバー保険証の登録率は59.47%、利用率は12.59%となっております。

本年12月2日以降、ご本人が十分に認識されないうちに発行済み保険証が失効し、マイナ保険証だけになるケースも想定されますことから、国の指示によりまして、来年7月末までの間は、申請によらず資格確認書を交付することとなったところであります。

今後も、スムーズなマイナ保険証への移行が進むよう、マイナ保険証の使い方やメリット、マイナンバーカードの安全性等を、引き続き、市町と十分に連携を図りながら、周知啓発など必要な事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご

協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、ご説明いたします。

議案第9号は、令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、8月20日付で行いました専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

議案第10号及び議案第11号は、当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の令和5年度決算について認定を求めようとするものであります。

議案第10号の一般会計では、広域連合の運営経費や、国の保険者インセンティブ交付金を財源とする市町が実施する保健事業に対し財政支援を行うなど、歳入歳出決算額は、歳入額が1億8,399万5,753円に対して、歳出額が1億7,622万6,007円となり、歳入歳出差引額、776万9,746円の剰余となっております。

次に、議案第11号の特別会計では、医療費などの保険給付費として約1,766億5,147万円、健康診査や「保健事業と介護予防等の一体的実施」などの保健事業費として約3億6,400万円を支出するなど、歳入歳出決算額は、歳入額が1,886億1,203万4,711円に対して、歳出額が1,829億4,012万1,305円となり、歳入歳出差引額、56億7,191万3,406円の剰余となっております。

このうち、国等への返還金等を除いた約15億3,724万円を給付費等準備基金へ積立てることとしております。詳細については、後ほど、特別会計の補正予算案件でご説明いたします。

なお、令和5年度広域連合決算審査につきましては、去る8月21日に執り行われ、本日、若林代表監査委員から決算審査報告をいただきます。

当広域連合といたしましては、決算審査の意見を踏まえ、引き続き適正な運営に努めてまいります。

次に、議案第12号及び議案第13号の令和6年度一般会計並びに後期高齢者医療特別会計の補正予算案についてご説明申し上げます。

まず、議案第12号の一般会計補正予算は、令和5年度の決算に基づき、その剰余

金を受け入れる等の所要の予算措置を行うとともに、令和５年度の国庫支出金及び市町負担金の精算に伴う返還とあわせ、特別調整交付金の剰余分を特別会計に繰り出すなど、６６４万円を増額し、歳入歳出予算額の総額を１億７，０７４万８，０００円とするものであります。

次に、議案第１３号の特別会計補正予算については、令和５年度決算に基づく剰余金の繰り越しと、一般会計からの繰り入れを計上するとともに、国、県、市町への返還金として４２億４，４１７万１，０００円を増額、また、給付費等準備基金への積立てとして、１５億３，７２８万５，０００円を増額、さらに、郵便料金の改定に伴い、医療費通知の郵送にかかる経費を９３９万５，０００円増額し、歳入歳出予算額の総額を１，９５９億２，５２０万８，０００円とするものであります。

議案第１４号は、保険料の徴収猶予にかかる但し書きに、認知症などで判断能力が不十分な方かつ身寄りの有無が判明しない方が急患等として医療機関等を受診した際に、被保険者に係る保険料の納付を資力の回復が可能となる期間として最長１年間、猶予することを追加規定するものです。

その他、所要の改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことにより、マイナ保険証へ一体化されることに伴い、既存の被保険者証にかかる罰則規定を削除するなどの改正を行うものです。

なお、条例改正は、令和６年１２月２日に施行することとします。

次に、議案第１５号は、広域連合議員のうちから選任する監査委員に佐藤健司議員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、７件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（岩永裕貴君） 提案理由の説明が終わりました。次に代表監査委員より決算審査の結果報告を受けます。

○代表監査委員（若林忠彦君） はい、議長。

○議長（岩永裕貴君） はい、若林代表監査委員。

○代表監査委員（若林忠彦君） 代表監査委員の若林でございます。監査委員を代表し

まして、令和５年度の決算審査報告をさせていただきます。

去る、８月２１日に佐藤監査委員と共に関係職員から説明を聴取し、例月出納検査の結果を参考にしながら決算審査を実施いたしました。その結果、令和５年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、決算書等関係する諸書類がいずれも関係法令に準拠して作成され、計数等は正確であり、予算の執行及び財産の取得管理についても適正に処理されているものと認められました。

なお審査の意見につきましては、お手元に配布しております審査意見書の１９頁に詳しく掲載をさせていただいているところでございます。

ここで、ご報告とお願いということでお時間をいただきます。高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて発足した本事業の特徴、１６年になりますが５点ございます。

１点目は、高齢者の特性にあった保健事業を行うこと、当たり前の話しですね。

２点目は、市町村を中心に地域の関係者が連携体制を作ること。

３点目に、国保データベースいわゆるＫＤＢシステム等を活用し、地域の高齢者の全体像を把握し、必要な人に必要なサービスが行き届くように計画を立てること。

４点目、保健事業に留まらず社会資源の活用等地域づくりの視点で取り組むこと。

５点目として、事業評価を行い、地域に合ったより良い方法を工夫していくこと。

この５点でございます。市町村のこれまでの高齢者に対する保健事業を土台として、より効果的、効率的に推進していくことが期待されております。具体的に申し上げますと、一例としまして高齢になると加齢と共に予備能力やストレスに対する回復力が低下するいわゆるフレイルの状態になりやすくなります。しかしこれらの状態は適切な働きかけにより、改善し得ることが示されております。通いの場等に積極的に参加し健康意識が高い人々もいる一方、病気やうつ状態等のために他者との交流が減っている高齢者も多く、多様性が大きいのが特徴です。身近な生活資源を活用せず、食生活が疎かになり、低栄養状態を悪化させている人も多数おられます。特に現在はアフターコロナ、コロナ禍において身体活動力が減少し、社会参加が減っている状態が、なお改善されていないことも心配されております。

つまり、慢性疾患と生活機能低下、社会参加等、多面的な視点で関わっていく必要があるということが言えると思います。これは昨年、本席で私が説明させていただきました

滋賀県が誇れる健康長寿の阻害要因となります。これまでの行政は介護予防を行う介護保険担当、住民の健康づくりを行う保健衛生担当、健診を行う当広域連合がそれぞれの制度、財源に対応して事業を実施してきました。それぞれの保有する情報や資源が共有されず、包括的な保健サービスを提供しにくい状況がありました。そのため保健事業における一体的な実施の方向性が示され、法律改正が行われたところであります。これまで各部門が独立して実施してきた保健事業をお互いに良くし、共通の目的を意識して、地域の実情に合ったフレイル対策等に繋げていくことが求められていると考えております。

国のガイドラインはあくまで設計図、レシピの様なものであります。地域に合う素材、料理人の力量やネットワーク、食べる人の好みやニーズに応じて安くて美味しいお料理に仕上げていくことが不可欠であります。

立場をわきまえず申し上げますと、本日ご臨席の議員、各市町長にしか出来ない大切なミッションであると認識しております。

その上で3点お願いしたいと思います。

まず1点目ですが、安定した医療制度運営をお願いしたい。これは連合長等から出ておりますように医療費総額が対前年度比6.7%増と団塊の世代の加入の他、高額な薬品や、高度医療による激増も考えられ、今後の医療費動向に大いに注視していただく必要があります。引続き重複頻回受診者指導や、ジェネリック医薬品の使用促進の周知広報など適正受診に繋がるよう取り組んでいただきたいと思います。加えて、先程から出ておりますように12月2日からマイナ保険証への移行が始まることから高齢者のみなさん、特にデジタルデバイドにも配慮され、混乱を来たさないよう万全の準備を進めていただきたいと思います。と思っております。

次に2点目ですが、先程申し上げた令和6年度から開始の第3次保健事業実施計画に基づき全市町が取り組むこととなった、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施などの保健事業でございます。保健事業の取組に当たっては、国の保険者インセンティブ交付金を一部財源として活用し、集団全体における予防効果を高めるポピュレーションアプローチと個別の健診結果による受診勧奨や保健指導などハイリスクアプローチ等を併せて実施することで財源不足の地方財政に対して相乗効果を生みインセンティブ交付金が獲得出来るという好循環を確立していただきたいと思います。と考えております。

また、第3次保健事業実施計画の取組は、共通指標に基づくデータが得られ、地域間でも比較が出来ることから、実情に合った健康課題の抽出や分析等を十分に深め、各保険者のフレイル予防、生活習慣病やその他の疾病の早期発見及び早期治療に繋がられるものと期待しております。加えて、昨年度本席でお話し申し上げた長寿日本一の本県におきまして、健康長寿の延伸に向けた取組が重要となる中で、ぜひとも未病という言葉に留意いただきたいと思います。古くは貝原益軒の養生訓にあるように、聖人は未病を治すとは、病いがまだおこらざる時、かねてつつしめば病いなく、と説いており、心身の状態が健康と病気の間を連続的に変化すると捉えております。令和2年3月に閣議決定された健康医療戦略においてもその定義が盛り込まれております。日常生活において食や運動、そして社会参加などを通じて被保険者の状況に応じたポピュレーションとハイリスクのアプローチを組み合わせることで、より質の高い保健事業を市町と連携して実施し、被保険者が心身共に健康でいられるよう取り組んでいただきたいと思います。

最後に3点目でございます。ただいま申し上げた取組のエンジンとも言うべき広域連合の組織体制についてでございます。6番の森中議員のご指摘、最もだというところでございます。吉田副連合長がお答えしたことも然りでございますが、今後はその点をしっかりと考えていかないと、この組織体制を維持することが出来なくなってしまいます。むやみやたらにアウトソーシングしたり、国保に頼っているだけでは何のためにこの16年後期高齢者医療制度が出来てきたか意義が問われるところであろうかと思えます。言葉をこれ以上重ねるのは止めておきます。以上申し上げました高齢者の健康寿命の延伸による前向きの経済活動、今申し上げた3点を実施することで、健康寿命の延伸が達成されて、医療費の増嵩という側面が是正され、健康寿命の延伸による前向きの経済支出が活発となって、地域経済が活発となることは間違いありません。引続き被保険者のみなさまが安心して暮らせるよう、安定した医療保険制度の運営をお願いいたしまして、私からの意見とさせていただきます。貴重なお時間をいただき誠にありがとうございました。

○議長（岩永裕貴君）　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

まず、議案第9号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第9号に対する通告による討論はございません。こ

れをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第 9 号「専決処分について承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 9 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 10 号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第 10 号に対する通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第 10 号「令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第 10 号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 11 号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第 11 号に対する通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第 11 号「令和 5 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 11 号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第１２号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第１２号に対する通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。議案第１２号「令和６年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第１３号に対する通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。議案第１３号「令和６年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第１４号に対する通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第１４号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療

に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第１４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第１５号に対する通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第１５号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第１５号は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（岩永裕貴君） 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和６年１１月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

なお、本日配布いたしました資料のうち、報告第２号については、回収をさせていただきますので、それぞれ机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。

閉会 午後３時２１分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和6年11月18日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 岩 永 裕 貴

署 名 議 員 櫻 本 直 樹

署 名 議 員 中 川 義 人